

子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

京都市子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部子ども家庭支援課

(担当 : 真田、田口)

1 委託業務の目的

子ども食堂や学習支援の場などの地域の自主的な取組は、年々増加傾向にあり、これらの活動は新たな地域コミュニティの場を形成し、大切な地域資源となっている。

令和2年度から京都市において実施している、子どもの居場所づくりの取組を支援する「支援の輪」サポート事業について、令和8年度以降も継続し、実施主体や関係機関等による「支援の輪」が一層広がっていくためのサポート体制の充実を図る。

2 委託業務の内容

(1) 件名

子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結以降の事業の実施状況等を勘案し、支障がないと本市が判断した場合、原則当初の条件を変更しないことを前提として1年更新し、計2年間（令和9年度末まで）を限度に引き続き委託契約を行う。

※ 経済情勢の著しい変化、最低賃金の改正等により、労務費に著しい変動があり、契約金額が不適当となったと認められるときは、2年目以降の契約額は協議のうえ、変更することができる。

(3) 委託内容

別紙1「子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業業務委託に関するプロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 契約上限額

金18,718,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの参加資格

応募資格については、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)以下を全て満たしている者であること。

(1) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。）

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ないこと。

ウ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。

カ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

(4) 京都市内に事業所を有していること。

(5) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出するものとする。(提出先は、後記「10 問合せ及び提出先」のとおり)

(1) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 会社(団体)概要(様式2)

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和8年2月17日(火)午後5時(必着)

エ 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着で書留郵便に限る。)により提出するものとする。

(2) 企画提案書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 業務実施体制

(イ) 企画提案書

(ウ) これまでの実績一覧

(エ) 見積書及び経費内訳書

イ 提出部数

使用印鑑を押印したもの 1部

使用印鑑を押印しないもの 4部

※ 使用印鑑とは、入札、見積り、契約の締結、変更及び解除並びに代金の請求及び受領その他契約の履行に関する書類に使用する印鑑として本市に届け出たもの。

ウ 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。

（3）その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項に該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

（ア）提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

（イ）指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ）虚偽の内容が記載されているもの

（オ）見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の契約上限額を超えている場合

ウ 制約事項

（ア）提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。

（イ）提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

（ウ）提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（エ）提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

（オ）提出された書類は全て返却しない。

エ 今回の募集については、本事業に係る予算が成立しなかった場合、事業の全部又は一部を中止することがある。この場合、業務委託準備期間に発生した費用を受託候補者が本市に請求することはできません。

6 本件に対する質問期限及び回答

（1）質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

（2）質問期限

令和8年2月20日（金）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

（3）質問方法

後記「10 問合せ及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

（4）回答日及び回答方法

令和8年2月26日（木）午後5時までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

(1) 基本的な考え方

受託者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、本委託業務に関する企画提案書等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、総合評価の最も高い提案者を受託者とする。

ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

(2) 評価項目

ア 評価項目

別表「子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業業務委託提案に係る選定基準」

参照

イ 評価方法

- ・ 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を以下5段階で評価する。

判定	評価
A	非常に優れている。
B	優れている。
C	評価できる点はあるが、普通である。
D	最低限の本市の要求水準を満たすが、評価すべき点がない。
E	本市の要求水準を下回る内容である。記述に具体性がない。
評価	評価の目安
非常に 優れている	ア 要求水準を超える、高い効果と認められる提案が具体的になされていること。 イ 業務の実施方法等の記述が具体的で、説得力が極めて高いこと。 ウ 市が加点要素として想定している具体的な記述が際立って多くあること。
優れている	ア 要求水準を超える、一般的な効果と認められる提案が具体的になされていること。 イ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が高いこと。 ウ 市が加点要素として想定している具体的な記述が多数あること。

8 選定方法及び受託者の決定

(1) 選定方法

前記「7 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市の審査員複数名が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページ

ジに結果を公開する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※ ただし、契約締結以降の事業の実施状況等を勘案し、支障がないと本市が判断した場合、原則当初の条件を変更しないことを前提として1年更新し、計2年間（令和9年度末まで）を限度に引き続き委託契約を行う。

※ 経済情勢の著しい変化、最低賃金の改正等により、労務費に著しい変動があり、契約金額が不適当となったと認められるときは、2年目以降の契約額は協議のうえ、変更することができる。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務委託の開始時までに、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了するものとする。

10 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 企画担当（眞田、田口）

電話：075-222-3939

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

11 スケジュール

日時	内容
令和8年2月17日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和8年2月20日（午後5時まで）	質問受付締切（2月26日午後5時までに回答）
令和8年3月11日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和8年3月18日	プレゼンテーション審査（詳細は別途通知）
令和8年3月25日頃	受託候補者決定
令和8年4月1日	契約締結（業務委託開始）

※ スケジュールは予定であり、状況により変更する可能性がある。